

地方自治法施行令第167条の6の規定により、一般競争入札（電子入札）を次のとおり実施する。

令和8年8月27日

市原市長 小出 譲治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 青葉台地区外污水管渠改築工事
- (2) 場 所 市原市青葉台3丁目外
- (3) 工 事 期 限 155日間
- (4) 建設工事の種類 土木一式工事
- (5) 工 事 の 概 要 工事延長 L=804.6m
開削工法 L=48.4m
管布設替工(塩ビ管φ200) L=47.5m
管更生工法 L=756.2m
管更生工(既設管内径200mm) L=702.2m(20スパン)
管更生工(既設管内径250mm) L=35.1m(1スパン)
付帯工 一式

(6) 予 定 価 格 等

本工事は、予定価格の事前公表対象案件であり、その額等は次のとおりである。

予 定 価 格 77,935,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

低入札価格調査基準価格 設定あり（計算方法は市原市低入札価格調査実施要領第4条による。）

(7) 入 札 の 方 法

本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により執行する。
また、当該工事に関する価格以外の評価を行うための資料（以下「技術提案等資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札である。

(8) 本工事の契約に関する注意事項

- ① 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）対象工事である。
- ② 本工事の契約不適合責任期間は2年とする。
- ③ 本工事は、週休2日施行対象工事である。詳細は、当該工事の特記仕様書又は施工条件の明示を参照すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令和8・9年度市原市入札参加資格者名簿（建設工事部門）に登載されている者のうち、地区区分が「市内」で、かつ土木一式工事の登録がある者
- (2) 本市の令和8・9年度入札参加資格審査における土木一式工事の等級格付がAランクの者
- (3) 本市に技術者登録のある土木一式工事の主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書き又は同法第26条の5の要件を満たす場合は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- (4) 一般建設業又は特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (5) 本入札の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者
- (6) 平成23年度以降に完成・引渡し完了した、公共下水道又は農業集落排水（公共事業）の新設工事（本管）若しくは布設替工事（本管）又は管更生工事を元請として施工した実績を有している者
- (7) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (8) 市原市と契約した同一業種工事（土木一式工事）において、公告日前2か月以内に工事完成認定書による評定点が60点未満、または公告日前1か月以内に工事完成認定書による評定点が60点以上65点未満の通知を受けていない者
- (9) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (10) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (11) 本工事の公告の日から起算して、前2年以内に電子交換所による取引停止処分を受けた者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、本工事の公告の日までに同法

に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者

- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、本工事の公告の日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

評価方法を特別簡易型とする。

(2) 技術評価点の配点

標準点と加算点の配点は次のとおりとする。

標準点 100点 加算点 20点(最高点)

(3) 加算点の算出方法

本公告の 9 技術提案等資料の提出で定める、入札参加者から提出された技術提案等資料に基づき、下表(4)の評価項目毎に評価を行い、得られた評価点の合計値が最も高い者に 20 点の加算点を与える。その他の者は評価点の合計値に応じ按分して求められる点数(小数点以下第 4 位切り捨て)を加算点として与える。

(4) 技術提案等資料に基づく評価点の算定方法

評価点を算定する評価項目及び評価基準等

評価項目		評価項目詳細	評価基準	配点
企業の技術力	企業の施工能力	過去 3 カ年度間の本市発注の同一業種工事における工事成績評価の平均点	過去 3 カ年度間に完成し引渡しの済んだ同一業種工事の工事成績評定点の平均値が 80 点以上である。	6.0
			過去 3 カ年度間に完成し引渡しの済んだ同一業種工事の工事成績評定点の平均値が 75 点以上 80 点未満である。	4.0
			過去 3 カ年度間に完成し引渡しの済んだ同一業種工事の工事成績評定点の平均値が 70 点以上 75 点未満である。	2.0
			過去 3 カ年度間に完成し引渡しの済んだ同一業種工事の工事成績評定点の平均値が 65 点以上 70 点未満である。又は工事実績がない。	0
			過去 3 カ年度間に完成し引渡しの済んだ同一業種工事の工事成績評定点の平均値が 65 点未満である。	△2.0
		過去 2 年間の事故及び不誠実な行為	過去 2 年間に本市発注工事等に係る指名停止措置を受けていない。	0
			過去 2 年間に本市発注工事等に係る指名停止措置を受けている。	△2.0
		過去 5 カ年度間の同一業種工事における優良工事表彰の有無	過去 5 カ年度間に同一業種工事において、本市から優良工事表彰を受けている。	2.0
			過去 5 カ年度間に同一業種工事において、本市から優良工事表彰を受けていない。	0
		ISO9001 若しくは 14001 又はエコアクション 21 の認証取得の状況	いずれかを取得している。	1.0
			取得していない。	0

	配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	過 去 1 5 年 以 内 の 同 種 工 事 の 施 工 経 験	過 去 1 5 年 以 内 に 完 成 し 引 渡 し の 済 ん だ 同 種 工 事 の 元 請 け と し て の 施 工 経 験 が あ る。	3 . 0
			過 去 1 5 年 以 内 に 完 成 し 引 渡 し の 済 ん だ 同 種 工 事 の 元 請 け と し て の 施 工 経 験 が な い。	0
		配 置 予 定 技 術 者 の 保 有 資 格	1 級 土 木 施 工 管 理 技 士 又 は 技 術 士 の 資 格 を 有 す る。	2 . 0
			1 級 土 木 施 工 管 理 技 士 又 は 技 術 士 の 資 格 を 有 し な い。	0
		過 去 5 カ 年 度 間 に 配 置 予 定 技 術 者 が 施 工 し た 同 種 工 事 の 成 績 評 定	80 点 以 上 の 工 事 が あ る。	2 . 0
			80 点 以 上 の 工 事 が な い。	0
		若 手 技 術 者 (40 歳 未 満) 又 は 女 性 技 術 者 の 配 置	配 置 す る。	1 . 0
			配 置 し な い。	0
		継 続 教 育 (CPD) の 取 組 状 況	取 り 組 ん で い る。	1 . 0
			取 り 組 ん で い な い。	0
	企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地 域 精 通 度	過 去 1 5 年 以 内 に 完 成 し 引 渡 し の 済 ん だ 本 市 内 で の 公 共 工 事 の 元 請 け と し て の 施 工 実 績 が あ る。	2 . 0
			過 去 1 5 年 以 内 に 完 成 し 引 渡 し の 済 ん だ 本 市 内 で の 公 共 工 事 の 元 請 け と し て の 施 工 実 績 が な い。	0
		本 市 と の 災 害 協 定 締 結 の 有 無	本 市 と 災 害 協 定 を 締 結 し て い る。	1 . 0
			本 市 と 災 害 協 定 を 締 結 し て い な い。	0
		本 市 と の 除 雪 等 業 務 の 協 力 に 関 す る 協 定 締 結 の 有 無	本 市 と 除 雪 等 業 務 の 協 力 に 関 す る 基 本 協 定 を 締 結 し て い る。	1 . 0
			本 市 と 除 雪 等 業 務 の 協 力 に 関 す る 基 本 協 定 を 締 結 し て い な い。	0
		災 害 応 急 業 務 等 の 活 動 実 績 (除 雪 等 業 務 を 除 く。)	過 去 3 年 間 に 災 害 協 定 に 基 づ く 本 市 が 発 注 し た 災 害 応 急 業 務 等 の 元 請 け と し て の 実 績 が あ る。	2 . 0
			過 去 3 年 間 に 災 害 協 定 に 基 づ く 本 市 が 発 注 し た 災 害 応 急 業 務 等 の 元 請 け と し て の 実 績 が な く、同 期 間 に 同 協 定 に 基 づ か ず 本 市 が 発 注 し た 災 害 応 急 業 務 等 の 元 請 け と し て の 実 績 が あ る。	1 . 0
			過 去 3 年 間 に 本 市 が 発 注 し た 災 害 応 急 業 務 等 の 元 請 け と し て の 実 績 が な い。	0
		災 害 本 復 旧 業 務 の 活 動 実 績 (除 雪 等 業 務 を 除 く。)	過 去 3 年 間 に 本 市 が 発 注 し た 災 害 本 復 旧 業 務 の 元 請 け と し て の 実 績 が あ る。	1 . 0
			過 去 3 年 間 に 本 市 が 発 注 し た 災 害 本 復 旧 業 務 の 元 請 け と し て の 実 績 が な い。	0
		除 雪 等 業 務 の 実 績	過 去 3 年 間 に 除 雪 等 業 務 の 協 力 に 関 す る 協 定 に 基 づ く 本 市 が 発 注 し た 除 雪 等 業 務 の 元 請 け と し て の 実 績 が あ る。	2 . 0

			過去3年間に除雪等業務の協力に関する協定に基づく本市が発注した除雪等業務の元請けとしての実績がなく、同期間に同協定に基づかず本市が発注した除雪等業務の元請けとしての実績がある。	1. 0
			過去3年間に本市が発注した除雪等業務の元請けとしての実績がない。	0
		過去2年間の市内業者への下請け実績	過去2年間の本市発注工事において、市内業者への下請け実績がある。	1. 0
			過去2年間の本市発注工事において、市内業者への下請け実績がない。	0
		過去1年間の本市内の公共の場におけるボランティア活動実績	過去1年間に本市内の公共の場において、主催者の異なるボランティア活動実績が2回以上ある。	2. 0
			過去1年間に本市内の公共の場において、ボランティア活動実績がある。	1. 0
			過去1年間に本市内の公共の場において、ボランティア活動実績がない。	0
		建設業労働災害防止協会加入の有無	建設業労働災害防止協会に加入している。	1. 0
			建設業労働災害防止協会に加入していない。	0
		市原市SDGs宣言制度による認定の有無	本市SDGs宣言制度による認定を受けている。	1. 0
			本市SDGs宣言制度による認定を受けていない。	0

① 評価項目のうち、1項目でも「不適切」に該当した場合は、当該入札を無効とする。

② 評価項目の評価にあたっては、各評価基準のいずれか一つに区分する。

③ 同一業種工事とは、土木一式工事をいう。

④ 同種工事とは、公共下水道又は農業集落排水（公共事業）の新設工事（本管）若しくは布設替工事（本管）又は管更生工事をいう。

(5) 技術提案等が履行できなかった場合等の措置

① 落札者が提示した技術提案等を履行できなかったときは、工事目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除を行うことができる。

② 落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとする。

4 入札参加申請

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加のための申請を行わなければならない。

(1) 申請期間 令和8年8月27日 午前9時00分から

令和8年9月 3日 午後4時00分まで

(午前0時から午前8時までを除く。)

(2) 申請方法 「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」により申請すること。

アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 提出書類 ① 競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成）

② 配置予定技術者及び実績等届出書（工事・総合評価用）

③ 建設業許可通知書の写し

④ 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（経審）の写し

- ⑤ 配置予定主任（監理）技術者の国家資格又は監理技術者資格者証の写し
 - ⑥ 配置予定監理技術者補佐の資格を証するものの写し（監理技術者補佐を専任で配置する場合のみ提出）
 - ⑦ 公告の参加資格要件に該当する工事实績に係る書類（ア～ウ全て）
 - ア 工事实績を確認できる契約書の写し（発注者、案件名、契約金額等を記載の頁（変更契約を締結している場合は変更契約書の写しも必要））
 - イ 工事内容が確認できる書類（コリンズの工事カルテ又は設計書等）
 - ウ 工事完了が確認できる書類（竣工登録をしたコリンズの工事カルテ又は工事完成認定書等）
 - ※②～⑦については、電子入札システムを使用して添付すること。また、②の書式については、市原市 WEB サイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。
- <https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=615fef2d396461290eeeff6c>

(4) 入札参加資格の確認結果通知

令和 8 年 9 月 1 0 日 午後 4 時 0 0 分までに電子入札システムにより通知する。

(5) 入札参加資格がない場合の措置

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内（土・日・祝日を除く。）に、市原市役所第 2 庁舎 1 階契約検査課窓口へ書面を持参して行わなければならない。回答は、説明を求められた日の翌日から起算して 5 日以内（土・日・祝日を除く。）に書面で行う。

5 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 設計図書等を示す場所

「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」

アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(2) 期 間 令和 8 年 8 月 2 7 日から令和 8 年 9 月 2 9 日まで

6 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、質問回答書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、電話で着信を確認すること。

なお、質問がない場合は、質問回答書を提出する必要はない。

(1) 受付期間 令和 8 年 8 月 2 7 日 午前 9 時 0 0 分から

令和 8 年 9 月 3 日 午後 4 時 0 0 分まで

(2) 提 出 先 市原市役所 上下水道部 下水道建設課

電子メールアドレス：gesuidoukensetsu@city.ichihara.lg.jp

(3) 回 答 令和 8 年 9 月 8 日に「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」で公開する。

アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

7 入札期間及び入札の方法

(1) 入札期間 令和 8 年 9 月 1 6 日 午前 9 時 0 0 分から

令和 8 年 9 月 2 5 日 午後 4 時 0 0 分まで（午前 0 時から午前 8 時までを除く。）

(2) 入札書の提出方法

「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」により入札書を提出すること。提出の際、電子入札システムの添付機能を利用して入札金額内訳書を電子データで添付すること。

(3) 入札金額

入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札金額内訳書

入札金額内訳書は、当該入札の件名、場所及び入札者の商号又は名称を記入し、建設工事の入札予定価格の事前公表に係る取扱試行要領第 4 第 2 項に従い作成すること。入札金額内訳書の書式は、市原市 WEB サイトで公開するが、任意の書式でもかまわない。

(5) I C カード

本入札に使用する I C カードは、本入札の公告日から相当程度の有効期限（2 ヶ月程度）が残っているものを使用しなければならない。所有している I C カードが上記有効期限未満の場合は、紙入札での参加を認めるので、市原市電子調達システム運用基準に基づき、「電子入札案件紙入札参加届出書」（様式 2）を提出すること。

8 入札保証金 免除

9 技術提案等資料の提出

入札参加者は、次のとおり技術提案等資料（「3 総合評価に関する事項(4) 技術提案等資料に基づく評価点の算定方法」に掲げる各評価項目詳細の内容に対する資料）を提出しなければならない。ただし、下記で指定する書類以外の評価項目詳細については、市原市が評価するので、入札参加者が書類を提出する必要はない。下記書類は「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」からダウンロードできる。

アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(1) 提出する書類

- ① 技術提案等資料の提出について（別記様式第1号）
- ② 優良工事表彰（別記様式第5号）
過去5カ年度間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）における本工事と同一業種工事（土木一式工事）の本市の優良表彰の有無
- ③ ISO9001若しくは14001又はエコアクション21の認証取得の状況（別記様式第6号）
本工事の公告の日現在のISO9001若しくは14001又はエコアクション21の認証取得の状況の有無
- ④ 配置予定技術者の評価対象期間の追加事由（別記様式第7号）
同種工事（公共下水道又は農業集落排水（公共事業）の新設工事（本管）若しくは布設替工事（本管）又は管更生工事）の施工経験を評価するにあたり、産前休業、産後休業、育児休業および介護休業を取得していた場合、評価対象期間に加える
- ⑤ 配置予定技術者の施工経験（別記様式第8号）
過去15年以内（平成23年4月1日から令和8年8月27日まで）における配置予定技術者の本工事と同種工事（公共下水道又は農業集落排水（公共事業）の新設工事（本管）若しくは布設替工事（本管）又は管更生工事）の施工経験
- ⑥ 配置予定技術者の資格（別記様式第9号）
本工事の公告日現在における本工事の配置予定技術者の資格（1級土木施工管理技士又は技術士）の取得状況
- ⑦ 配置予定技術者が施工した同種工事の成績評定（別記様式第10号）
過去5カ年度間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）における配置予定技術者が施工した同種工事（公共下水道又は農業集落排水（公共事業）の新設工事（本管）若しくは布設替工事（本管）又は管更生工事）の成績評定
- ⑧ 若手技術者又は女性技術者の配置（別記様式第11号）
主任技術者に相当する資格を有するものとし、当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価
- ⑨ 継続教育（CPD）の取組状況（別記様式第12号）
入札公告において定めた工事の履行に必要な国家資格等の継続教育について必要な単位又は推奨単位を取得していること
- ⑩ 本市内での公共工事の施工実績（別記様式第13号）
過去15年以内（平成23年4月1日から令和8年8月27日まで）に完成し引渡しの済んだ本市内での公共工事の元請けとしての施工実績
- ⑪ 災害協定の締結の有無（別記様式第14号）
本工事の公告日において、本市と災害時の応急工事協定を締結している団体に加入している者は、本市と災害協定を締結している者として取り扱う。
- ⑫ 除雪等業務の協力に関する協定締結の有無（別記様式第15号）
本工事の公告日において、本市と除雪等業務の協力に関する基本協定を締結している団体に加入している者は、本市と除雪等業務の協力に関する協定を締結している者として取り扱う。
- ⑬ 災害時等の活動実績（除雪等業務を除く。）（別記様式第16号）
過去3年間（令和5年8月28日から令和8年8月27日まで）に本市が発注した災害応急業務等及び災害本復旧業務の元請けとしての施工実績
- ⑭ 除雪等業務の実績（別記様式第17号）
過去3年間（令和5年8月28日から令和8年8月27日まで）に本市と締結した除雪等業務の協力に関

する協定に基づく除雪等業務又は本市が発注した除雪等業務の元請けとしての施工実績

⑮ 市内業者への下請け実績（別記様式第18号）

過去2年間(令和6年8月28日から令和8年8月27日まで)の市内業者への下請け実績の有無

⑯ 本市内の公共の場におけるボランティア活動実績（別記様式第19号）

過去1年間(令和7年8月28日から令和8年8月27日まで)の本市内の公共の場におけるボランティア活動実績の有無

⑰ 建設業労働災害防止協会加入の有無（別記様式第20号）

本工事の公告日において、建設業労働災害防止協会に加入している者は建設業労働災害防止協会に加入している者として取り扱う。

⑱ 市原市SDGs宣言制度による認定の有無（別記様式第21号）

認定を受けた後も更新していること。

(2) 提出方法等

① 提出方法

「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」を利用するか、又は市原市役所第2庁舎1階契約検査課窓口へ持参するかどちらかで提出すること。

電子入札システムを利用する場合は、9 技術提案等資料の提出(1) 提出する書類で定める書類及び添付書類を市原市電子調達システム運用基準で定めるファイルの圧縮形式（zip形式又はlzh形式）により1つのファイル（容量10MB以内）にまとめ、提出すること。

② 期 間 令和8年9月11日から令和8年9月15日まで
（持参する場合は、土曜、日曜日、祝日を除く。）

③ 時 間 電子入札システムを利用する場合は、午前8時から午前0時まで
持参する場合は、午前9時00分から午後4時00分まで

④ 場 所 市原市役所第2庁舎1階契約検査課窓口（持参する場合）

⑤ 提出部数 1部

1.0 開札の場所及び日時

(1) 開札の場所 市原市役所第2庁舎3階2302会議室（入札室）

(2) 開札の日時 令和8年9月29日 午前9時00分

1.1 開札立会人

当該入札に開札立会人は選定しない。なお、開札は公開で行うものとするが、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合その他公開しないことが必要と認められる場合には、非公開で行う。

1.2 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、市原市契約規則第11条各号に該当した入札又は市原市電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、競争参加資格確認通知書の通知後から本工事の開札日までの間に市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた者の行った入札又は市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けた者の行った入札は無効とする。

1.3 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、技術提案等資料を評価した加算点に標準点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が市原市契約規則（昭和62年規則第3号）第6条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点（100点）を予定価格（税抜き）で除した数値を下回らないこと。

1.4 落札者の決定

(1) 落札者決定後、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

- (2) 落札者は、落札後直ちに「落札者決定通知書」を印刷して、本公告記載の契約担当課へ持参し、契約に関する指示を受けること。

1 5 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

1 6 低入札価格調査及び失格基準価格

- (1) 本入札には、市原市低入札価格調査実施要領第4条の規定による計算方法に基づき低入札価格調査基準価格が設定してある。当該調査基準価格を下回る価格で入札した者があるときは、失格基準価格を下回る価格で入札した者を除き、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと市原市が認めるときは、落札者とならない場合がある。
- (2) 低入札価格調査基準価格には、市原市低入札価格調査実施要領第5条の規定による計算方法に基づき、失格基準価格を設定してある。当該失格基準価格を下回る価格による入札は失格とする。ただし、前記計算により難い案件については失格基準価格を設定しない。
- (3) 失格基準価格以上でかつ低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した者には、開札日の午後5時までに、調査対象者となった旨を電話又はFAXで通知する。
- (4) 失格基準価格以上でかつ低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した者は、低入札価格調査に協力しなければならない。その際、開札日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に市原市役所第2庁舎1階契約検査課窓口まで「市原市低入札価格調査実施要領別記様式1～別記様式12」を提出しなければならない。書類については、調査票作成要領（別記要領1）に基づき作成すること。
- (5) 上記要領及び書式は市原市WEBサイトからダウンロードできる。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237070ece4651c88c17e2d>

1 7 契約保証金

原則として、契約保証金（契約金額の100分の10以上の額、ただし、低入札価格調査基準価格に満たない価格での契約の場合は契約金額の100分の30以上の額）の納付又は契約保証金に代わる担保を付するものとする。なお、規則により契約保証金の全部又は一部が免除となる場合がある。

1 8 契約締結時期

落札者は、落札後原則として5日以内（土・日・祝日を除く。）に契約を締結しなければならない。

1 9 契約金の支払方法

(1) 前払金

契約金額が300万円以上の場合、40パーセント以内の額を請求することができる。

(2) 中間前払金

契約金額の40パーセント以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに契約金額の20パーセント以内を前払金として支払う中間前金払を請求することができる。ただし、部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできない。

(3) 部分払

契約金額が5000万円以上の場合、下記回数を限度に出来高に応じて支払う。

契約金額が5000万円以上1億円未満	1回以内
契約金額が1億円以上10億円未満	2回以内
契約金額が10億円以上	3回以内

ただし、中間前金払を選択した場合は、特別な理由がある場合を除き、部分払を請求することはできない。

2 0 技術提案等資料の取扱い

- (1) 技術提案等資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案等資料は返却しないものとし、当該技術提案等資料は入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外に利用しないものとする。ただし、技術提案等資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。
- (3) 提出された技術提案等資料は、公表しないものとする。
- (4) 提出された技術提案等資料について、必要に応じ入札者及び配置予定技術者に対し、聴き取りを実施する場合がある。

2 1 その他

- (1) 総合評価に関する審査結果は、公表する。

- (2) 入札者は、技術提案等の評価の理由について、入札結果の公表のあった日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に説明を求めることができる。回答は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に書面で行う
- (3) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (4) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。
- ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (5) 提出された資格確認資料は、返却しない。
- (6) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはない。
- (7) 本公告の2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項(1)で示す地区区分が「市内」の登録がある者とは、市原市内業者及び準市内業者の認定基準で定める市内業者とする。
- (8) 本公告の2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項(3)で示す建設業法第26条ただし書きの監理技術者補佐とは、土木一式工事の主任技術者の資格を有する者のうち、土木一式工事における一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。なお、監理技術者等が兼務できる工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの要件を満たす場合は本工事を含めて2件まで、同法第26条の5の要件を満たす場合は本工事のみとする。
- (9) 本公告に記載する事項以外の事項については、市原市電子入札約款及び市原市電子調達システム運用基準のとおりとする。
- (10) 落札者は、「配置予定技術者及び実績等届出書（工事・総合評価用）」に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。
- (11) 落札者は建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報を併せて通知すること。
なお、通知書は市原市 WEB サイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。
<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237074e4651c88c17e32>
- (12) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (13) 500万円以上の工事を落札した場合は、建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書を提出すること。
- (14) 本工事を落札した者は、市原市建設工事適正化指導要綱等に基づき工事を施工しなければならない。
また、本工事の契約後、総合評価落札方式における技術提案等の履行時に、市原市総合評価落札方式実施に関する事務処理指針に定める「履行確認シート（施工計画）」（様式第7号）及び「履行確認シート（施工計画以外）」（様式第7号の2）により、監督職員に立会・確認を求めなければならない。
なお、市原市建設工事ハンドブック等工事関連の情報は市原市 WEB サイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。
<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6023707ee4651c88c17e3f>
- (15) 本公告で指定している書式は、市原市 WEB サイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。
<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=615fef2d396461290eeeff6c>

2.2 問い合わせ先

入札執行課

市原市役所 財政部 契約検査課

電話 0436（22）1111 内線 2582・2583

事業及び契約担当課

市原市役所 上下水道部 下水道建設課

電話 0436（22）1111 内線 3013